

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案に対する修正案骨子

第一 特例対象者の事業主に対する請求権の国による取得

一 国は、特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、事業主が特例対象者に係る届出をしなかったこと又は特例対象者に係る保険料を控除したにもかかわらずその納付をしなかったことに起因する特例対象者が事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得すること。

※ ここにいう「請求権」とは、不法行為による損害賠償請求権、不当利得返還請求権、債務不履行による損害賠償請求権を想定している。

二 政府が厚生年金基金又は企業年金連合会に対し未納掛金の額に相当する額又は特例掛金の額に相当する額を交付したときも、同様とすること。

第二 国会への報告

政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険の被保険者に関する記録の訂正が行われた各事案についての年金記録確認第三者委員会の調査審議の結果の概要、社会保険庁長官が行った特例対象者に係る確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならないこと。